

工 事 名	令和8年度 特定公共賃貸住宅塔の原団地 給湯器更新工事													
施 工 箇 所	安曇野市 特定公共賃貸住宅塔の原団地													
設 計 概 要										施 工 方 法			請 負	
・室内にある既存電気温水器を全室更新する。 (370L 計8セット)										施 工 期 間			契約日～令和8年9月30日	
										担 当 課			都市建設部 建築住宅課	
										工 事 担 当 課			財産管理課 施設経営担当	
										契 約 保 証 方 法			金銭的保証	
・別途指定する建設機械については排出ガス対策型の使用を原則とする。 ・この設計書で施工機械・仮設材の規格、調査条件等の記載及び「人、h、ℓ、%、日、時、工数、空m3、掛m2、日・回、日回、供用日、月」の単位により見積りのための参考数量を示したものは任意扱いです。したがって、内訳書の作成や契約を拘束するものではありません。ただし、指定した場合を除きます。														

金抜設計書



中部電力
大町電力所

令和8年度 特定公共賃貸住宅塔の原団地 給湯器更新工事

南認定こども園

JR東日本
長野支社
明科変電所

虹鱒橋

535.2

明科体育館

教職員中川手住宅

公園

明南小学校
グラウンド

明科中学校

530.6

グラウンド

町公民館

塔の原用水

特定公共
賃貸住宅
塔の原団地

テニス
コート

工事場所

560.6

0 20 40 60m
1:2500

工 事 設 計 用 紙

番号	名 称	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
	令和8年度 特定公共賃貸住宅塔の原団地	給湯器更新工事					
I	機械設備工事		1.0	式			
	直接工事費計						
V	共通仮設費		1.0	式			
VI	現場管理費		1.0	式			
VII	一般管理費		1.0	式			
	諸経費計						
	工事価格						
VIII	消費税相当額		1.0	式			10%
	総合計						

工 事 設 計 用 紙

番号	名 称	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
	令和8年度 ジュネスタの原団地 給湯器更新工事						
1	機械設備工事						
	電気温水器 370L オートタイプ	参考品番(三菱電機 SRT-J37WD5)	8.0	セット			
	電気温水器 専用リモコンセット	参考品番(三菱電機 RMC-JD5SE)	8.0	セット			
	電気温水器 脚部カバー	参考品番(三菱電機 GT-K460B)	8.0	セット			
	循環口		8.0	セット			
	温水器搬入、搬出費	トラッククレーン	8.0	セット			
	既存温水器撤去費		8.0	台			
	既存温水器処分費	8台分	7.2	m ³			
	新規温水器据付費		8.0	台			
	配管工事費	材・工 (給水給湯追い炊き配管撤去・取付、保温工事含む)	8.0	台			
	電気工事費	(取り外し、接合工 8世帯分)	1.0	式			
	合計(直接工事費)						

現場説明書

安曇野市 総務部 財産管理課 施設経営担当

1. 件名（工事名称）

令和8年度 特定公共賃貸住宅塔の原団地 給湯器更新工事

2. 工事場所： 特定公共賃貸住宅塔の原団地

3. 工事概要： ・室内にある既存電気温水器を全室更新する。（370L計8セット）

4. 工期 契約日～令和8年9月30日

5. 一般事項について

(1) 現場説明会

本件の内容は、現場、入札心得、入札公告、特記仕様書、設計図書、安曇野市建築工事の手引等関連する仕様書類、長野県建設工事標準請負契約約款に基づき市が定める契約書（案）及び現場説明書（以下「設計図書等」という。）によるものとし、現場説明会は実施しない。

(2) 設計図書等に対する質問及び回答について

設計図書等に関する問い合わせは、「入札公告」記載のとおりとし、入札執行が完了するまでの間、本件に関しての面談又は電話（ただし、指定の問い合わせ先は除く。）等は一切認めない。

(3) 工事費内訳書の提出

入札時の工事費内訳書提出については「入札公告」による。

(4) 工事費内訳書記載数量は参考数量とする。

6. 本工事における特記事項

(1) 工事用地等

本工事に必要な用地は、以下のとおり。

使用目的	使用場所・面積
資材置場	敷地内
駐車場	同上敷地
現場事務所	同上敷地

(2) 排水への対応

本工事施工に伴う排水は、沈殿処理・Ph 管理等の各法令を守り、自然環境等へ悪影響を及ぼすことのないよう適正に処理し、特に指示のある場合を除き近傍の公共用水域又は排水路等に排水する。また、排水路等は、常に適切な維持管理を行い、従前の機能を損なわないようにすること。ただし、周辺水路についての排水は、管理者と協議のうえ、同意を得ること。

- (3) 工事着手前に住人に事前のお知らせ、工事説明をおこなうこと。
- (4) 夜間、早朝及び休日での施工を実施する場合は監理者・監督員と打合せを行い、監理者・監督員の承諾を得たのちに、必要な場合は近隣への事前通達のうえ施工すること。
- (5) 周辺施設利用者及び周辺住民の安全に十分配慮すること。
- (6) 感染症対策は十分に講じること。
- (7) 各官公庁手続きについて、
事前に監督員・監理者が申請書類等の内容確認をしてから提出すること。

(8) 残土関係

本工の施工において生じる発生土の処分については、下記の処分先を想定して処分費運搬費を計上している。

なお、受注者の都合による処分先の変更については、原則として設計変更しない。

○建設発生土

受入れ場所・仮置き場所	処分方法	運搬距離	特記事項
-	-	-Km	-

距離指定の場合、残土運搬距離は設計変更の対象とする。

- (9) この工事は執務並行型の工事である。
- (10) 本工事は、「安曇野市週休2日工事実施要領」の通期の週休2日工事の対象である。

7. 本工事に関連する別途発注工事の予定

発注機関	工事名	工期	工事内容	備考

~~・本工事に近接・競合する工事の予定~~

発注機関				

~~・改修工事における工事個所の順番は図のとおり。~~

8. 安全対策関係

①交通誘導警備員

受注者が交通誘導業務を他人に委託する場合は、受託者は警備業法第4条の規定により公安委員会から警備業の認定を受けた者であること。

②安全施設

発注者が想定している仮設（ゲート、仮囲い等）については、仮設計画図に示したとおり。受注者は明示された条件に基づき、自主的に工法を選定し、構造設計等必要な検討を行い施工するものとする。（任意仮設）

なお、明示した条件と現場が一致しない場合や明示されていない条件について予期することができない特別な状態が生じた場合において、必要と認められるときは設計変更の対象とする。

9. 工事用道路関係

現場への工事関係車両の入退場の路線は事前に監督員と協議をすること。

10. その他

火災保険等への加入期間は、請負契約後から契約工期末日後 14 日までとする。
加入しない場合において、その施工について第三者等に損害を及ぼしたときは、
受注者がその損害を賠償しなければならない。

特記仕様書（共通事項）

総務部 財産管理課

1. 保険等

建物（施設）引渡しまで工事受注者は、現場説明事項・施工条件明示事項に定める保険に加入しなければならない。加入期間は原則として工事着手日とし、その終期は工事しゅん工後14日以降とする。

2. 各種調査等に対する協力について

本工事について、発注者が自ら又は、発注者が指定する第三者が行う下記調査等に対して、協力しなければならない。

- (1) 公共事業労務費調査等
- (2) 資材調査、建設副産物実態調査等

3. 工事検査

施工途中において総務部契約検査課職員または、発注機関の長の指定する職員による抜打ち検査を実施することがあるので、検査に協力すること。

4. 被害届等

暴力団関係者から工事妨害による被害を受けた場合は、被害届を速やかに警察に提出すること。

5. 工事实績情報サービス（CORINS）の登録について

- (1) 請負金額が500万円以上（税込）の工事については、工事实績情報サービス（CORINS）の登録をすること。
- (2) 登録する場合は、「登録のために確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受け、次に示す期間内に（一財）日本建設情報総合センター（JACIC）に登録の手続きを行うこと。また、登録機関発行の「登録内容確認書」が届いた場合は、速やかに監督員に提示すること。なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

- ① 工事受注時契約締結後10日以内
- ② 登録内容の変更時変更契約締結後10日以内
- ③ 工事完成時工事完成後10日以内

6. 施工体制台帳に係る書類について

- (1) 工事受注者は、請負契約した全ての下請業者について、建設業法に定める「施工体制台帳」とそれに係る書類及び「施工体系図」を作成し、工事期間中工事現場に備え付けるとともに、その写しを監督員に提出すること。
- (2) 「施工体系図」は工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲示を行うこと。
- (3) 次の業種についても請負契約に該当するため、(1)と同様とする。
 - ・ 1日で完了する請負契約、少額な作業・雑工の請負契約
 - ・ クレーン作業、コンクリートポンプ打設等の日々の単価契約で行っている場合
 - ・ クレーン等の業種オペレーターを機械と一緒にリース会社から借上げる場合

7. 主任技術者及び監理技術者の専任について

主任技術者又は監理技術者（以下「監理技術者等」という。）が専任を求められる工事である場合、監理技術者等を専任で設置すべき期間は契約工期が基本となるが、次の期間については、専任を要しない。なお、具体的な期間については、監督員との打合せにおいて定めることとする。

- (1) 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入、または仮設工事等が開始されるまでの期間）
- (2) 自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
- (3) エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- (4) 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間

8. 産業廃棄物等の取扱い

- (1) 廃棄物の処理に当たっては、受注者が自ら処理（分別、保管、収集、運搬及び処分の一連の行為）するときには、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処法」という。）に基づき、適正に行うこと。
- (2) 廃棄物の処理の全部又は一部を委託する場合は、廃棄物処法に基づく処理を業として許可を取得している者に委託すること。また、施工前に産業廃棄物処理委託契約書の写し、産業廃棄物処理業の許可証の写し、許可運搬車両一覧並びに処分地の案内図等をまとめた「廃棄物処理計画書」を監督員に提出すること。
- (3) しゅん工した時は、廃棄物ごとに処理数量を集計し、積み込み状況の写真、処分状況の写真を添付した「廃棄物等処理報告書」を監督員に提出するとともに、マニフェストA票、B2票、D票並びにE票の原本（廃棄物の種類ごとに1セット）を提示すること。

9. 再生資源利用促進計画書等

「資源の有効な利用の促進に関する法律」（ラージリサイクル法）に基づき、受注者は、工事の着手前に「再生資源利用促進計画書」及び「再生資源利用計画書」を作成すること。

また、しゅん工後に「再生資源利用促進実施書」及び「再生資源利用実施書」を作成し、監督員に提出すること。

対象工事：ラージリサイクル法に規定する一定規模以上の工事

作成方法：COBRIS（建設副産物情報交換システム※）を利用すること。

※（一財）日本建設情報総合センター（JACIC）が提供する建設副産物の情報交換サービス

10. 安全対策関係

- (1) 工事現場においては、労働災害、公衆災害防止に努めるとともに、全作業員を対象に定期的に安全教育、研修及び訓練を行うこと。
- (2) 安全教育、研修及び訓練については、工事期間中に月一回以上実施し、この結果は工事日誌へ記録するほか工事写真等も整理のうえ提出すること。なお、これにより難い場合は、監督員と協議するものとする。
- (3) 足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン」について（厚生労働省基発第0424001号平成21年4月24日）の「手すり先行工法等に関するガイドライン」によ

り、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置き方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。

11. 環境対策関係

- (1)現場で使用する機械は、低騒音型、低振動型、排出ガス対策型建設機械とすること。
- (2)夜間、早朝等の稼働を避けること。ただし、監督員の承諾を受けた場合はこの限りでない。なお、運搬ルートを選定に当たっては影響の少ないルートを選定すること。
- (3)汚水、汚濁、土砂の流失防止に努めること。また、表土復元等環境の回復に努めると。
- (4)熱帯材合板型枠は、極力使用しないこと。

12. 過積載の禁止

- (1)工事の施工計画にあたって、施工計画書に次の事項を具体的に記載するとともに、施工時においても遵守すること。

- ①積載重量制限を超過しての建設発生土の処理及び資機材（以下「資機材等」いう。）の積載重量の厳重チェックを行うこと。
- ②過積載を行っている資材等納入業者からの資機材等購入は行わないこと。
- ③過積載を防止するため、資機材等の購入にあたっては、納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
- ④資機材等の運搬には、さし枠装着車、物品積載装置等の不正改造した車輛及び不表示車等を使用しないこと。また、同車輛からの資機材等の引き渡しを受けないこと。
- ⑤下請業者や資機材等納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠けた者または車輛を使用した業務等において悪質かつ重大な事故を発生させた者を排除すること。
- ⑥飛散の恐れがあるものについては、飛散しないような処置を行い運搬すること。
- ⑦土砂等の運搬に関する事業者の選定に当たっては、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」の目的に鑑み、同法第12条の規定に基づき届け出た団体構成員の雇用に努めること。

- (2)以上の点について、下請業者についてもこれに準じ徹底すること。

13. ~~セメント及びセメント系固化材を使用した改良土について~~

- ~~(1)セメント及びセメント系固化材を使用した地盤改良及び改良土を再利用する場合は、六価クロム溶出試験を行い、その結果について監督員に報告する。~~
- ~~(2)セメント及びセメント系固化材とは、セメントを含有成分とする固化材で、普通ポルトランドセメント、高炉セメント、セメント系固化材、石灰系固化材をいい、これに添加物を加えたものを含める。~~
- ~~(3)六価クロム溶出試験は「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領（案）」（以下「実施要領（案）」という。）により実施し、土壤環境基準を超えないことを確認する。~~

14. アスベスト建材使用箇所等の事前調査

(1) 石綿等による健康障害を防止するため、とりこわし、改修工事の解体及び撤去等作業前、図面・施工範囲目視、その他適切な方法によるアスベスト含有材料の有無について調査を行い、報告書を監督員に提出する。アスベスト含有材料が無かった場合においても書面にて報告を行う。

○報告書の記載内容

①アスベスト材料の種別

②アスベスト形状、飛散可能性の有無

③製造所・製品名称、製造所の公表するアスベスト含有率

なお、上記調査において、アスベスト分析調査が必要な場合は別途監督職員と協議を行う。

(2) 監督員の指示による「石綿（アスベスト）の事前調査結果」、「建築物等の解体・改修等作業に関するお知らせ」について、公衆の見やすい場所に掲示を行う。

15. 建設業退職金制度について

(1) 工事受注者は、自ら雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に共済証紙を貼付すること。

(2) 工事受注者が下請契約を締結する際は、下請業者に対して、建退共制度の趣旨を説明し下請業者が雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙をあわせて購入し現物により交付すること、または建退共制度の掛金相当額を下請代金中に算入することにより、下請業者の建退共制度への加入並びに共済証紙の購入及び貼付を促進すべきこと。

(3) 請負代金の額が800万円以上の建設工事の請負契約を締結した時は、工事受注者は建退共制度の発注者用掛金収納書（以下「収納書」という。）を工事締結後1ヶ月以内に発注者に提出すること。なお、工事契約締結当初は工場製作の段階であるため建退共制度の対象労働者を雇用しないこと等の理由により、期限内に当該工事に係る収納書を提出できない事情がある場合又は、建退共対象労働者を使用しない場合においては、あらかじめその理由を書面により申し出ること。

16. 資材の市内産優先使用及び市内企業の優先採用

(1) 工事受注者は、本工事に使用する材料については、規格・品質等の条件を満足するものについては、市内産資材を優先使用するよう努めること。

(2) 工事受注者は、工事用資材の調達に当たっては、極力市内の取扱い業者から購入すること。

(3) 下請契約を締結する際には、市内企業の採用に努めること。

17. 再資源化及び再生資源等使用状況

工事受注者は、しゅん工時にコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、木くずの再資源化の状況、再生資源（再生クラッシャーラン、再生アスファルト・コンクリート、再生土砂）及び信州リサイクル製品の使用状況について、監督員へ報告すること。

18. レディーミクストコンクリート製造工場の選定について

受注者は、I類コンクリートの製造工場を、JISマーク表示認証工場（改正工業標準化（平

成16年6月9日公布)に基づき国に登録された民間の第三者機関(登録認証機関)により認証を受けた工場)で、かつ、コンクリート製造に係る指導及び品質管理を行う施工管理技術者(コンクリート主任技士等)が置かれ、良好な品質管理が行われている工場(全国品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等)から選定する。

ただし、これにより難しい場合は、監督員と協議する。

19. 工事進捗状況報告書

監督員の指示により、毎月の工事の進捗状況を報告書にまとめて提出する。

○添付書類

- ・ 工事記録(工事の経過に伴う主な工事内容等の事項を記載した月報)
- ・ 工事打合わせ記録簿(当月分)
- ・ 工事写真(工事の進捗状況がわかるものを数枚)

20. 施工図等の取扱い

施工図等の著作権に関わる当該建物に限る使用权は、発注者に移譲する。

21. 設計図CADデータについて

本工事の設計図CADデータを貸与する。貸与したCADデータは、本工事の履行に必要な施工図の作成及び完成図の作成においてのみ使用することとし、それ以外の目的で使用してはならない。

22. 完成写真の著作権の権利等について

工事受注者は、完成写真の撮影者との契約にあたって、以下の事項を条件とすること。

①完成写真は、市が行う事務並びに市及び市が認めた公的機関の広報に、無償で使用することができる。この場合において、著作者名を表示しないことができる。

②以下に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

イ. 完成写真を公表すること。

ロ. 完成写真を他人に閲覧させ、複製させ、又は譲渡すること。

23. 高度技術・創意工夫・社会性に関する実施状況の提出について

受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、又は、地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、施工に先立ち所定の様式により提出することができる。

高度技術・創意工夫・社会性等の具体的内容がある場合は、「別添様式」及び、「説明資料」を提出すること。なお、用紙サイズはA4版とする。

24. 工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知について

落札者(随意契約の場合にあっては、契約の相手方)は、建設業法(昭和24年法律第100号第20条の2第2項に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定(随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定)から請負契約を締結するまでに、契約を担当する者に対して、その旨を当該事業の状況の把握のため必要な情報を合わせて通知すること。

25. 設計変更による工事費について

設計変更に伴い算出する変更請負額は、次式により算出する。

$$[\text{変更請負額}] = \{[\text{変更設計工事価格}] \times [\text{当初請負比率}]\} \times 1.1 + [\text{消費税相当額}]$$

当初請負比率：[当初請負代金額から消費税等相当額を減じた額] / [当初設計額の工事価格]

※1 有効桁上位4桁、5桁目以降及び一千万円未満の場合は一万円単位となるよう切り捨て

令和8年4月1日適用版

機 械 設 備 工 事

I. 工 事 概 要

1. 工 事 場 所

安曇野市 特定公共賃貸住宅塔の原田

2. 建 物 概 要

建物名称	工事種別	構造	階数	延床面積(m ²)	消防法施行令別表第一	耐震分類	備 考
塔の原田	改修	RC	2階	678.18			

3. 工 事 種 目 (●印を付けたものを適用する)

工事種目	建 物 別		工 事 内 容			
	温 水 器	屋 外				
○ 空 気 調 和 設 備	○ 一 式	○ 一 式	○ 一 式	○ 一 式	○ 一 式	○ 一 式
○ 冷 暖 房 設 備	○ 一 式	○ 一 式	○ 一 式	○ 一 式	○ 一 式	○ 一 式
○ 暖 房 設 備	○ 一 式	○ 一 式	○ 一 式	○ 一 式	○ 一 式	○ 一 式
○ 換 気 設 備	○ 一 式	○ 一 式	○ 一 式	○ 一 式	○ 一 式	○ 一 式
○ 排 煙 設 備	○ 一 式	○ 一 式	○ 一 式	○ 一 式	○ 一 式	○ 一 式
○ 自 動 制 御 設 備	○ 一 式	○ 一 式	○ 一 式	○ 一 式	○ 一 式	○ 一 式
○ 衛 生 器 具 設 備	○ 一 式	○ 一 式	○ 一 式	○ 一 式	○ 一 式	○ 一 式
○ 給 水 設 備	○ 一 式	○ 一 式	○ 一 式	○ 一 式	○ 一 式	○ 一 式
○ 排 水 設 備	○ 一 式	○ 一 式	○ 一 式	○ 一 式	○ 一 式	○ 一 式
● 給 湯 設 備	● 一 式	○ 一 式	○ 一 式	○ 一 式	○ 一 式	○ 一 式
○ 消 火 設 備	○ 一 式	○ 一 式	○ 一 式	○ 一 式	○ 一 式	○ 一 式
○ ガ ス 設 備	○ 一 式	○ 一 式	○ 一 式	○ 一 式	○ 一 式	○ 一 式
○ 給 油 設 備	○ 一 式	○ 一 式	○ 一 式	○ 一 式	○ 一 式	○ 一 式
○ 厨 房 機 器 設 備	○ 一 式	○ 一 式	○ 一 式	○ 一 式	○ 一 式	○ 一 式
○ 安 験 安 置 器 具 設 備	○ 一 式	○ 一 式	○ 一 式	○ 一 式	○ 一 式	○ 一 式
○ 浄 化 槽 設 備	○ 一 式	○ 一 式	○ 一 式	○ 一 式	○ 一 式	○ 一 式

4. 設 備 概 要 (○印を付けたものを適用する)

方法及び種別	設 備 概 要
空 調 方 式	・
冷 暖 房 方 式	・
暖 房 方 式	・ 温風暖房 ・ 温水暖房 ・ F 暖房
換 気 方 式	・ 局所換気
給 水 方 式	・ 水道直結式 ・ 加圧式 ・ 高圧タンク式 (・ 上水 ・ 井水) ・ 建物内汚水、雑排水 (・ 分流 ・ 合流) ・ 建物外汚水、雑排水 (・ 分流 ・ 合流)
排 水 方 式	・ 浄化槽 (・ 合併 ・ 単独) ・ 放流先 ・ 公共下水
消 火 設 備 の 種 別	・ 屋内消火栓設備 ・ 消火器
ガ ス の 種 別	・ 都市ガス (発熱量 KJ/Nm ³ 、供給事業者名 :) ・ 液化石油ガス (発熱量 100,000 KJ/Nm ³)

5. 指 定 部 分 ・ 無 ・ 有 (指定部分しゅん工期限 平成 年 月 日)

対象部分:

II. 図 面 目 録

番号	図面名称	番号	図面名称
1		14	
2		15	
3		16	
4		17	
5		18	
6		19	
7		20	
8		21	
9		22	
10		23	
11		24	
12		25	
13		26	

III. 工 事 仕 様

1. 共 通 仕 様

- 図面及び特記仕様に記載されていない事項は、国土交通省大臣官庁官庁官庁官庁の「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(最新版)」(以下、「標準仕様書」という。)、 「公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)(最新版)」(以下、「改修標準仕様書」という。)及び「公共建築設備工事標準仕様書(機械設備工事編)(最新版)」(以下、「標準図」という。)による。
 - 電気設備工事及び建築工事を本工事に含む場合、電気設備工事及び建築工事は、それぞれの工事仕様を適用し、下記の工事仕様は適用しない。
参考図書
●安曇野市建築工事の手引き(以下、「手引き」という。)安曇野市企画財政部監修
- ### 2. 特 記 仕 様
- 印の付いたもの、項目は番号に○印の付いたものを適用する。
 - 特記事項のうち選択する事項は○印の付いたものを適用し、●印の付いたものは適用しない。

項 目	特 記 事 項
① 機 材 等	本工事に使用する設備機材等は、設計図書に規定するもの又は、これらと同等のものとする。ただし、これらと同等のものとする場合は、監督職員の承認を受ける。
② 機材の品質・性能証明	使用する機材が、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料(以下、「品質性能証明資料」という。)を提出して監督職員の承認を受ける。(標準仕様書第1編第4章第4.2)ただし、(社)公共建築協会が発行する「建築材料・設備機材等品質性能評価書 設備機材等評価名簿」によって所定の評価を受けているものは省略できる。製作図、試験成績書等は除く。使用材料名、製造者名、発注先、品質性能証明資料提出の省略について記載した調書を作成し、監督職員の承認を受ける。
③ 使用材料発注先調書	
④ 施工条件明示項目	・公共建築工事精算基準の解説(設備工事編)の「執務並行改修」

5 化学物質を発生する建築材料等

本工事の建物内部に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の1)から5)を満たすものとする。

- 1)合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単層積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、仕上り塗材及び壁紙は、ホルムアルデヒドを発生しないか、発生が極めて少ないものとする。
- 2)保温材、断熱材はホルムアルデヒド及びスチレンを発生しないか、発生が極めて少ないものとする。
- 3)接着剤はフタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸-2-エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発生しないか、発生が極めて少ないものとする。
- 4)塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発生しないか、発生が極めて少ないものとする。
- 5)上記1)、3)、4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他什器等は、ホルムアルデヒドを発生しないか、発生が極めて少ないものとする。

なお、ホルムアルデヒドを発生しないものとは、発熱量が規制対象外のものを、ホルムアルデヒドの発熱量が極めて少ないものとは、発熱量が第3種のものを用い、原則として規制対象外のものを使用するものとするが、該当する材料等が無い場合は第3種のものを使用するものとする。

ホルムアルデヒドの発熱量	該 当 す る 建 築 材 料
①JIS及びJASのF☆☆☆☆規格品	
②建築基準法施行令第20条の7第4項による国土交通大臣認定品	
③下記表示のあるJAS規格品	
a 非ホルムアルデヒド系接着剤不使用	
b 接着剤等不使用	
c 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを発生しない材料使用	
d ホルムアルデヒドを発生しない塗料等使用	
e 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを発生しない塗料使用	
f 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを発生しない塗料等使用	

第三種

- ①JIS及びJASのF☆☆☆☆規格品
- ②建築基準法施行令第20条の5第3項による国土交通大臣認定品
- ③JISのE規格品
- ④JASのF規格品

飲料水水系に使用されているペストシール剤は、室内汚染に係る揮発性化合物に指定されている下記の物質を材料及び製造工程に使用されていないこと。

ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン、パラジクロロベンゼン、テトラヒカン、クロロピリロス、フェノカルブ、ダイアジノン、フタル酸ジ-n-ブチル、フタル酸ジ-2-エチルヘキシル

電気保安技術者を設置する。

・配管(1、2) ・冷凍空気調和機器(1、2) ・熱絶縁(1、2) ・建築板金(1、2)

○設けない ・設ける

この工事に必要な工事用電力、用水、諸手続きなどの費用は請負者の負担とする。

・別契約の関係請負者が設置したものは無償で使用できる。 ・本工事で負担する。

○改修機材設備標準仕様書第1編2.2.1によるほか下記による。

・ 内部仮設足場等 (・ 種 ・ 種) ・ 外部仮設足場等 (・ 種 ・ 種)

資材の保管は必ず屋根をかけた地上30cm以上の架台に乗せる。

・監督員が指示する構内の場所に敷ならし ・構内指定場所にたい積 ・構外搬出適切処理

・根切中の良質土 (ただし管の周囲は山砂、川砂又は再生砂) ・山砂の種類

根切中の山留め ・有 () ・無 ()

工事に先立ち手引き第2編による廃棄物等処理計画書を監督職員に提出し、しゅん工期には廃棄物等処理報告書を作成し提出する。

- (1)引渡しを要するもの ・無 ・有 ()
 - (2)引渡しを要するもの以外は構外搬出し関係法令により適切に処理すること。
 - (3)特別管理産業廃棄物 ・無 ・有 ()
 - (4)再利用又は再生資源化を図るもの (シタート機、770円機、木くず、金属くず、塩ビ管、)
- 標準仕様書第1編 1. 7. 4によるほか、バルブ類等が必要に応じて合成樹脂製名札をステンレス線等で取付ける。
- 機器等の取り付け方法及び重要な定期点検項目等を書いた取扱説明板(アクリル樹脂製、文字彫込み程度)を設ける。大きさは、約 mmとする。
- ・風量調整 ○水量調整 ・室内外空気の温度測定 ・騒音測定
- ・飲料水の水质の測定 (・水質基準検査10項目(一般細菌、大腸菌、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物等(TOC)、pH、味、臭気、色度、濁度) ・トルエン)
- 飲料水の水质の測定は厚生労働大臣登録水質検査機関とする。

- (1)機器の能力、容量等は、表示された数値以上とする。
 - (2)電動機出力、燃料消費量、圧力損失は、原則として表示された数値以下とする。
- 機器、配管、風道等は耐震を考慮し堅固にすけ付け、取付又は支持を行う。
- 耐震措置の計算及び施工方法は、次に掲げる事項以外、すべて「建築設備耐震設計・施工指針2005年版」(国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修)による。
- (1)設計用水平地震力は、機器の重量(自由表面を有する水櫃その他の貯槽にあっては有効重量)に、次に示す地域係数及び設計用標準水平地震力を乗じたものとする。地域係数は1.0とする。

設置場所	耐 震 安 全 性 の 分 類			
	・特定の施設(甲種・乙種)	・一般の施設(乙種)		
	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階、屋上及び屋根	2.0 (2.0)	1.5 (2.0)	1.5 (2.0)	1.0 (1.5)
中間階	1.5 (1.5)	1.0 (1.5)	1.0 (1.5)	0.6 (1.0)
地下階、一階	1.0 (1.0)	0.6 (1.0)	0.6 (1.0)	0.4 (0.6)

(注) 1. () 内の数値は防振支持の機器の場合に適用する。

2. () 内の数値は水櫃類に適用する。

3. 上層階の定義は次による。

2～6階建の場合は最上階、7～9階建の場合は上層2階

重要機器とは下記に示すものをいう。

・給水装置・排水装置・換気機器・空調機器・防災設備・監視制御設備・危険物貯蔵装置

・火を使用する設備・避難経路上に設置する機器

(2)設計用鉛直地震力は、設計用水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。

機械改修工事標準仕様書第2編5章による。

・性能確認試験 () ・施工後確認試験 () 確認強度 kN

吊金物は亜鉛メッキ又はステンレス鋼製とする。

給水、給湯、消火、冷温水、冷却水等については、プラスチックテープを1/2重ね1回巻きとする。また、コンクリート土間下配管は、鋼線等により沈下防止措置をする。

土中埋設管(排水含む)は、管の上下をサンドクッション厚100mmで保護する。

給水管、消火管の埋設深さは mmとする。又、ガス管の埋設深さは mmとする。

- 22 免と施工アンカー確認試験
- 23 吊金物
- 24 配管勾配
- 25 管の保護
- 26 管の埋設

27 管の埋設表示

28 浴 接 部 の 非 破 壊 検 査

29 塗 装

30 機器の基礎及び振動絶縁効率

31 電 線 類

32 は つ り

33 保 温 及 び 消 音 内 貼 り

機 器	基 礎	振 動 絶 縁 効 率
遠 心 送 風 機	・ 標準基礎 ・ 防振基礎	・ %以上
空 調 用 ポ ンプ 及 び ポ イ ー ル 給 水 用 ポ ンプ	・ 標準基礎 ・ 防振基礎	・ 80%以上
排 水 用 ポ ンプ 及 び 小 形 給 水 用 ユ ニ ッ ト	・ 標準基礎 ・ 防振基礎	・ 80%以上

電線及びケーブルの規格は標準仕様書第4編2.4.1、表4.2.12による。

既存のコンクリート床及び壁の配管貫通部の穴明けは原則としてダイヤモンドカッターによる。

標準共通仕様書第2編によるほか下記による。

給水管、給湯管、冷温水管等の管、バルブ(グラド部を含む)、フランジ、何う継手及び空調ダクトのフランジは、建物内外共保温する。なお、保温層部はシーリング処理を行う。各配管の保温厚で標準仕様書中厚30mm未満の箇所はすべて厚30mm以上とする。ただし、排水管は除く。

・換気ダクトの保温要(保温厚25mm) ・範囲は図示による

・外気取入れダクトの保温要(保温厚25mm) ・範囲は図示による

・換気ダクトの保温要(保温厚25mm) ・範囲は図示による

・送りダクトの保温要(保温厚25mm) ・範囲は図示による

・膨張タンクよりポイラーへの補給水管の保温は膨張管の項による。

・建物内の空気抜き管の保温は膨張管の項による。

・空気調和機、ファンコイルユニット、冷水及び冷温水のドレーン管の保温は排水管の項による。

・全熱交換器用ダクトの保温要(保温厚25mm) ・範囲は図示による

・保温層別は下記による

区 分	保 温 外 装
倉庫・書庫	・アルミガラスクロス
機械室	・アルミガラスクロス
居室・廊下など	・カラー亜鉛鉄板
屋外露出・多湿箇所	・ステンレス鋼板

・配管の保温外装は下表による。

区 分	保 温 外 装
倉庫・書庫	・アルミガラスクロス
機械室	・アルミガラスクロス
居室・廊下など	・織布
屋外露出・多湿箇所	・ステンレス鋼板

※配管には、冷媒管は除く。

・冷媒管の保温の外装は下表による。なお保温化粧ケースは塩化ビニール樹脂製とする。

区 分	保 温 外 装
屋 内 露 出	・織布
屋 外 露 出	・ステンレス鋼板

34 防 凍 保 温

・屋外露出部(給水管、冷温水管、膨脹管、冷水管、温水管、ドレーン管、消火管、排水管、弁類)は防凍保温を行い、厚さは管径25mm以下のものは50mm、管径32mm以上のものは40mmとする。

・屋外露出部(給水管、冷温水管、膨脹管、冷水管、温水管、ドレーン管、消火管、排水管、弁類)は電気ヒーター等の防凍対策を行う。なお、保温厚は32に準じる。

・各種機器については、別途「特記仕様書(共通事項)」による。

(1)各種配管の試験は、新設配管に適用する。

(2)新設配管は、既設配管の接続前に試験を行う。

配管、ダクト、器具取付付にともなうスリーブ、挿入は本工事とし、他は工事区分表による。

保護等の各種措置については、別途「特記仕様書(共通事項)」による。

(長野県公式ホームページ(電子入札システム)に掲載される、当該入札公告の添付図書)

区 分	保 温 外 装					
	屋 内 露 出	・織布	・保温化粧ケース	屋 外 露 出	・ステンレス鋼板	・保温化粧ケース
屋 外 露 出 部	給水管、冷温水管、膨脹管、冷水管、温水管、ドレーン管、消火管、排水管、弁類	防凍保温を行い、厚さは管径25mm以下のものは50mm、管径32mm以上のものは40mmとする。		給水管、冷温水管、膨脹管、冷水管、温水管、ドレーン管、消火管、排水管、弁類	電気ヒーター等の防凍対策を行う。なお、保温厚は32に準じる。	

区 分	保 温 外 装					
	屋 内 露 出	・織布	・保温化粧ケース	屋 外 露 出	・ステンレス鋼板	・保温化粧ケース
屋 外 露 出 部	給水管、冷温水管、膨脹管、冷水管、温水管、ドレーン管、消火管、排水管、弁類	防凍保温を行い、厚さは管径25mm以下のものは50mm、管径32mm以上のものは40mmとする。		給水管、冷温水管、膨脹管、冷水管、温水管、ドレーン管、消火管、排水管、弁類	電気ヒーター等の防凍対策を行う。なお、保温厚は32に準じる。	

外 気	屋 内					
	温度(DB)	湿度(RH)	温度(DB)	湿度(RH)	温度(DB)	湿度(RH)
夏 季	℃	%	℃	%	℃	%
冬 季	℃	%	℃	%	℃	%

下表によるほか、互ざわりがないよう機種選定およびガス消費量を行う。

室 名	A 特 性 (dB)	N C 値

- 3 保 護 層 厚 度 計
- 4 ばいじん量測定口
- 5 煙 道
- 6 ダ ク ト
- 7 風 量 測 定 口
- 8 チ ャ ン パ ー

- 9 防 煙 ダ ン パ ー
- 10 ビ ス ト ダ ン パ ー
- 11 弁 類
- 12 温 度 計
- 13 圧 力 計
- 14 瞬 間 流 量 計
- 15 油 面 制 御 装 置

- 1 ダ ク ト
- 換 気 設 備
- 2 風 量 測 定 口
- 3 ダ ン パ ー
- 4 排 気 ダ ク ト の シ ー ル
- 5 チ ャ ン パ ー
- 6 耐 火 措 置

- 1 ダ ク ト
- 排 3 排 煙 口 の 形 式
- 設 4 排 煙 風 量 測 定

- 1 中央監視制御装置
- 自 御 動 作 機 構
- 3 電 気 計 装 工 事 の 配 線

- 1 大 便 器 洗 浄 弁
- 2 大 便 器 ロ ー タ ン ク
- 3 温 水 洗 浄 式 座 便 器
- 4 小 便 器 洗 浄 弁
- 5 小 便 器 洗 浄 管 具
- 6 水 栓
- 7 化 粧 鏡
- 8 石 け ん 受
- 9 洗 面 器
- 10 標 記 板
- 11 大 便 器 耐 火 カ ー

- 1 量 水 器
- 2 量 水 器 積 算
- 3 弁 類
- 4 引 込 納 付 金 等
- 5 給 水 勾 配
- 6 建 物 導 入 部 配 管

- 1 洗 面 器 等 の 排 水 配
- 2 排 水 勾 配
- 3 満 水 試 験 機 手 水 櫃
- 4 巾 着 棚、たしめ

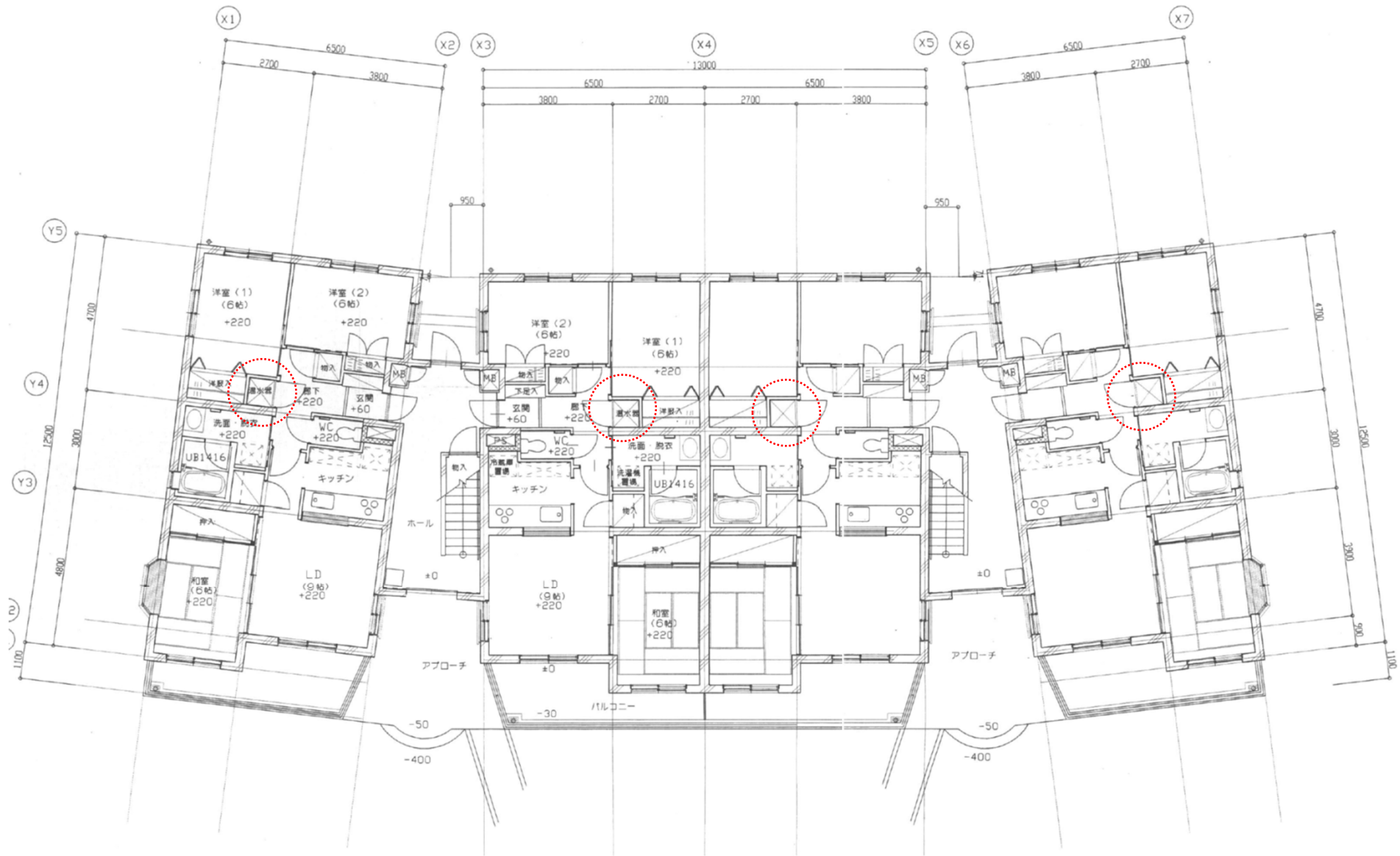
- 1 弁 類
- 給 湯 機 構


- 1 屋 内 消 火 栓 箱
- 2 建 物 導 入 部 配 管

- 1 機 器 の 寸 法
 - 2 燃 焼 機 器
- 概略寸法とする
- 使用ガス(・都市ガス ・ 液化石油ガス)
- 1 充 て ん 容 積
 - 2 集 合 装 置
 - 3 転 倒 防 止 等
 - 4 メ ー タ ー
 - 5 ガ ス 漏 れ 検 査 機 器
 - 6 引 込 負 担 金
 - 7 電 氣 防 倉
 - 8 建 物 導 入 部 配 管

- 1 しゅん工期提出物
 - 2 定 期 報 告
 - 3 電 子 納 品
- 標準仕様書によるほか別表による。
- 工事しゅん工期3ヶ月、12ヶ月に点検をして、その結果を書面で施設長あて報告する。(管理者からの聞き取り調査を含め、調査には必ず管理者の立会いを要する。)
- 別添「建築工事における電子納品特記仕様書(試用)」による。
- (長野県公式ホームページ(電子入札システム)に掲載される、当該入札公告の添付図書)

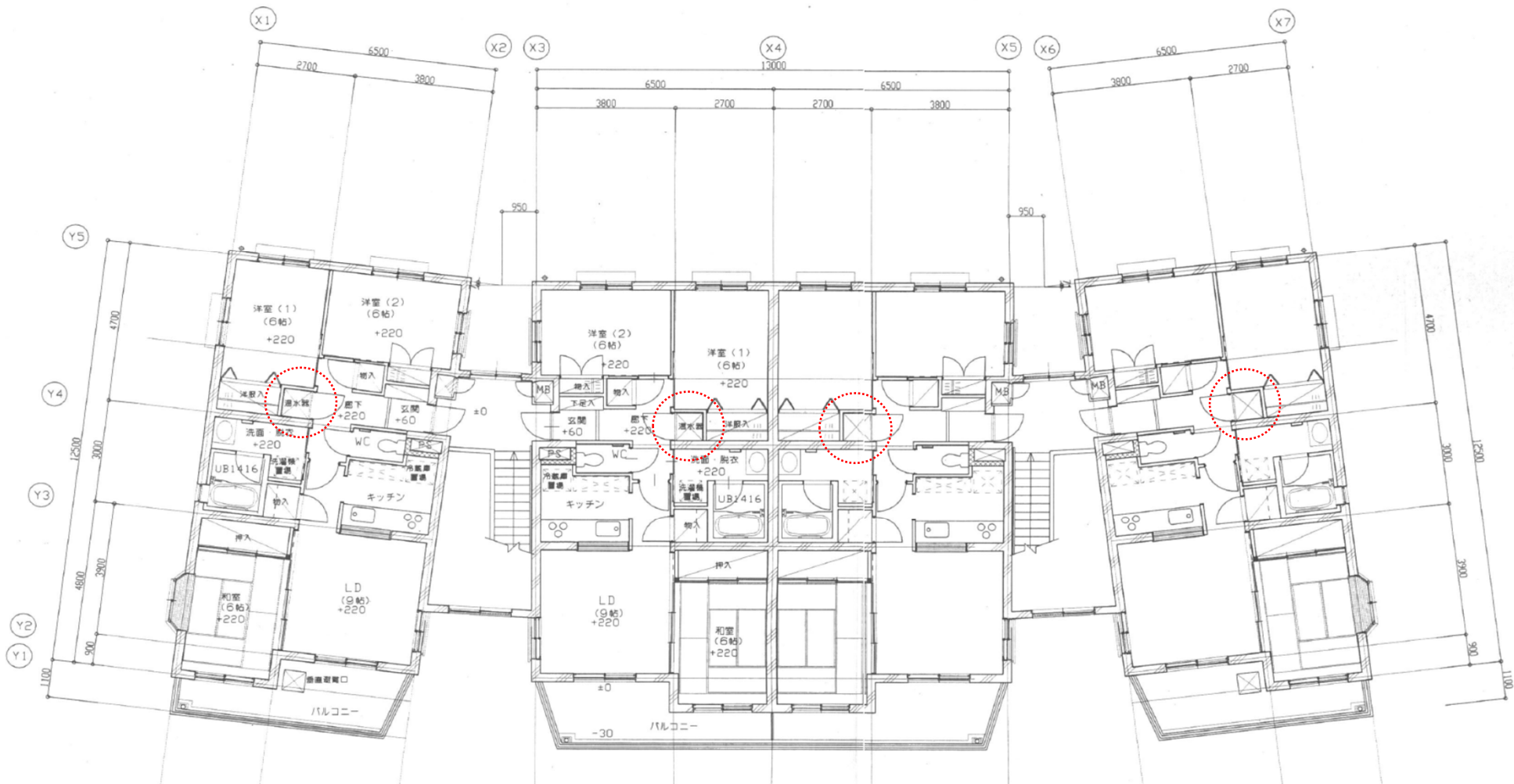
- (別添)しゅん工期提出物(○印を付けたものを提出する。作成方法は手引きによる。)
- ① 提出書類等目録
 - 2 完成図(原図・製本・マイクロフィルム・CADデータ)
 - 3 設計図(原図・マイクロフィルム)
 - 4 工事施工関係書類
 - 5 工事完成報告書
 - 6 保守管理資料
 - 7 官公署届出書類等
 - 8 工具・予備品等
 - 9 引渡書
 - 10 試運転用油等()の納品書等
 - ① その他監督員指示によるもの又は特記によるもの
- 注)完成図の種類は、設計図面に準じて作成すること。




 更新温水器

工事名	平成15年度特定公共賃貸住宅建設事業 塔の原団地建設工事
図面名	1階平面図

既存図面



○ 更新温水器

工事名 平成15年度特定公共賃貸住宅建設事業
塔の原団地建設工事
図面名 2階平面図

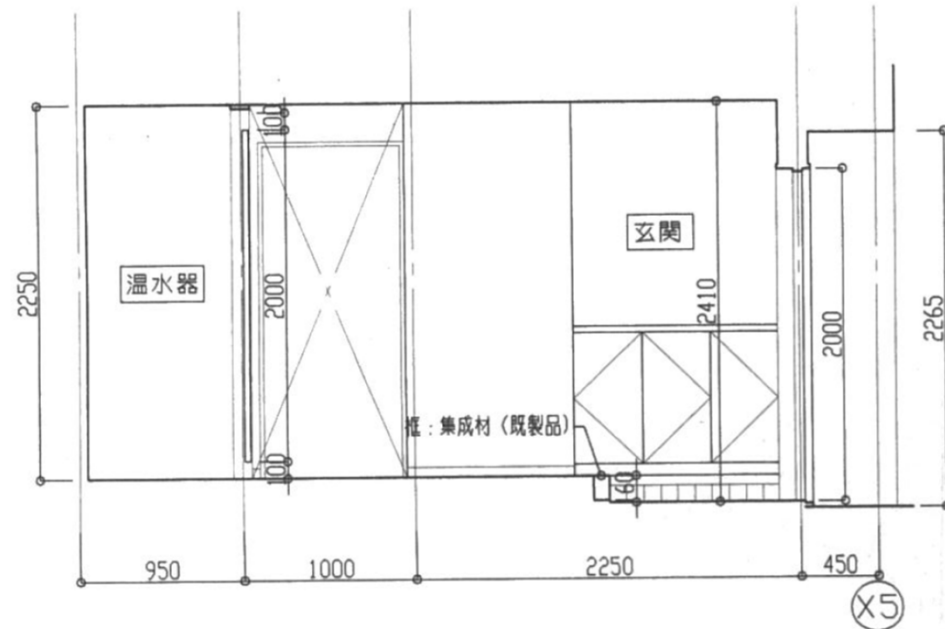
既存図面

機器表

記号	名称	仕様	電気仕様			数量	備考
			相	電圧	容量		
EH	電気温水器	型式 角型配管内臓, セミオート, 8時間通電制御, 時間帯別電灯型	1	200	4.4 kW	8	BE-A37BW
		容量 370L					
		付属品 メイン、フロリモコン					
EF-1	換気扇	型式 バイブファン	1	100	9 W	24	FY-08PTE7
		仕様 100φ x 48CMH x 0Pa					
		付属品 アルミ丸型フード シャッター付					
EF-2	換気扇	型式 天井扇	1	100	8 W	8	FY-17C6
		仕様 100φ x 85CMH x 20Pa					
		付属品 アルミ丸型フード					
EF-3	換気扇	型式 天井扇	1	100	18 W	8	FY-24C6
		仕様 100φ x 130CMH x 20Pa					
		付属品 アルミ丸型フード					

参考図面

工事名 平成15年度特定公共賃貸住宅建設事業
塔の原団地建設工事
図面名 展開図(2)



既存図面



参考図面

工事名 平成15年度特定公共賃貸住宅建設事業
塔の原団地建設工事
図面名 2階平面詳細図 (衛生設備)

既存図面

参考図面



工事名 平成15年度特定公共賃貸住宅建設事業
塔の原団地建設工事
図面名 平面詳細図

既存図面

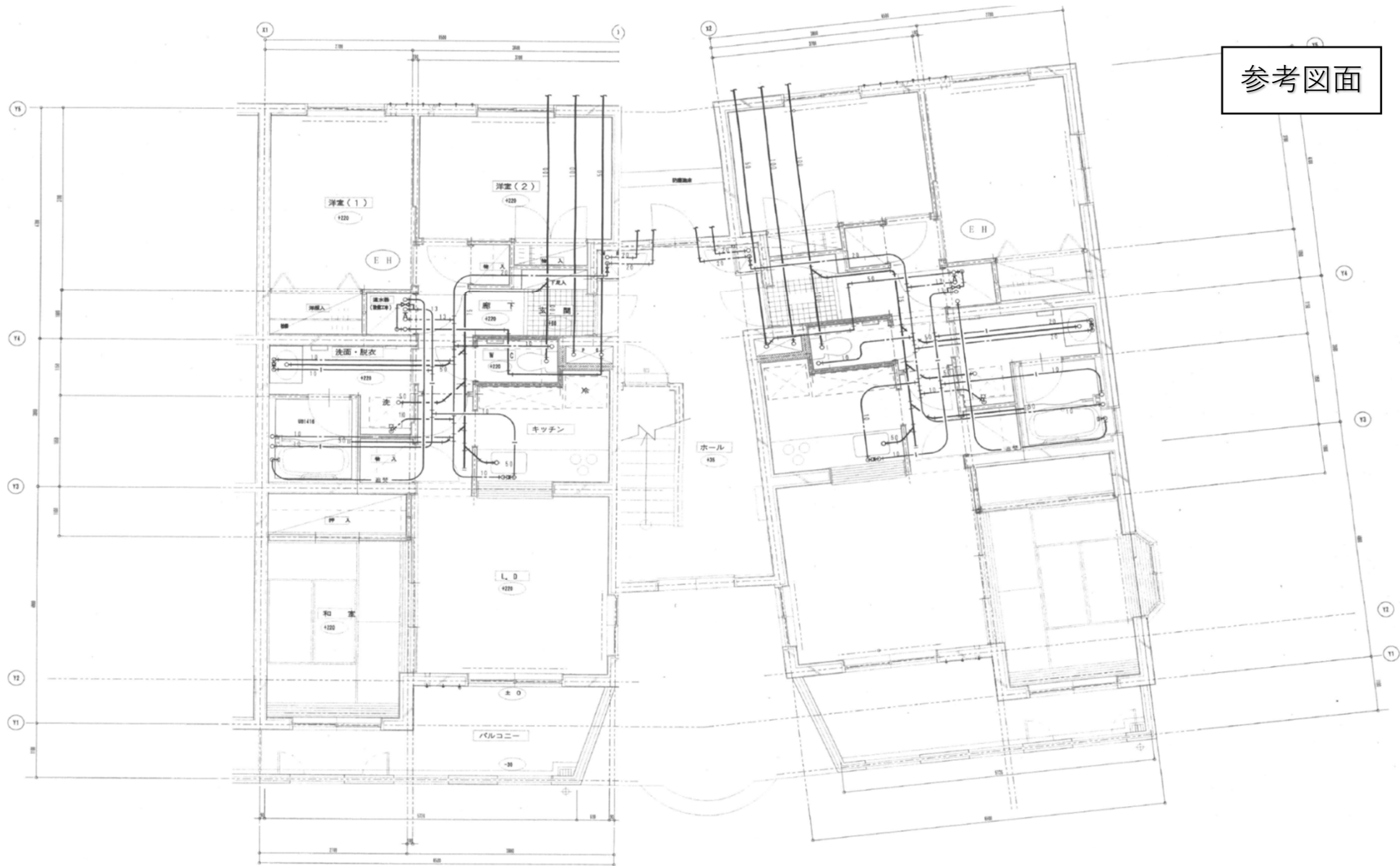
参考図面



特定が場所下記に属する。
 標準仕様書 昭和三十九年七月
 住宅設備標準 昭和三十九年七月
 電気設備 昭和三十九年七月
 建築省 訂正にて発注。

工事名	平成15年度特定公共賃貸住宅建設事業 塔の原団地建設工事
図面名	各戸電灯コンセント設備標準図

既存図面



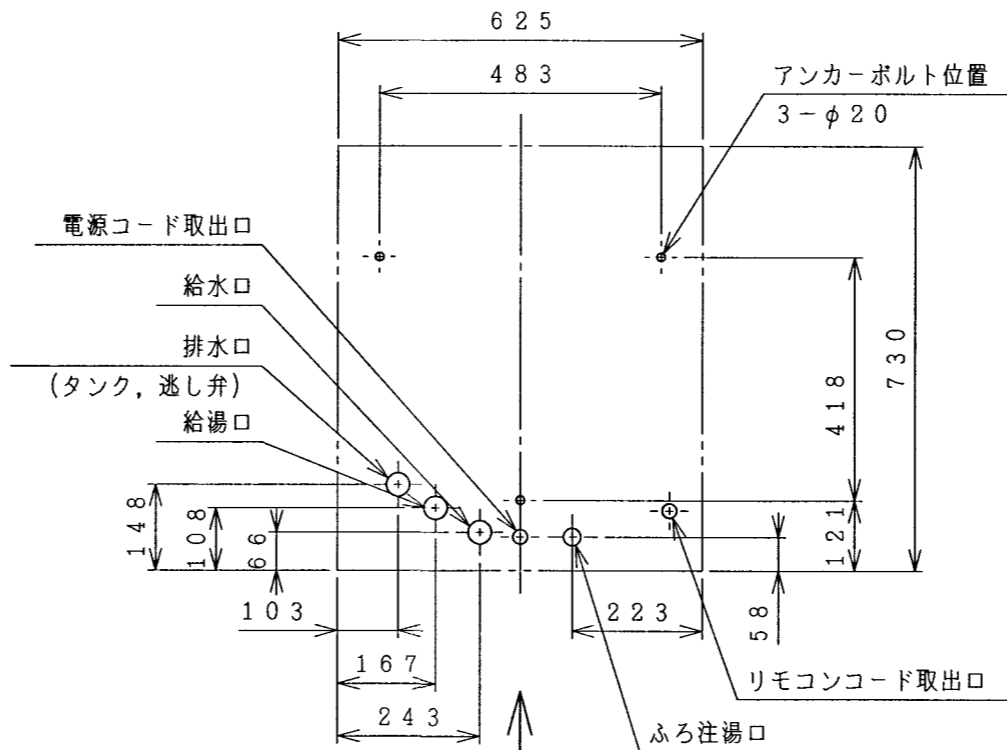
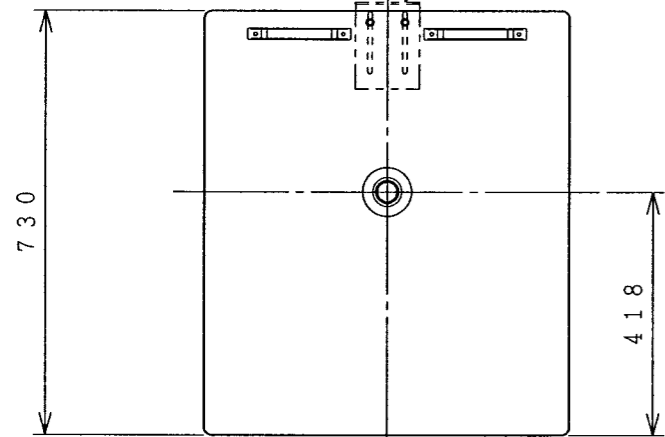
参考図面

工事名	平成15年度特定公共賃貸住宅建設事業 塔の原団地建設工事
図面名	1階平面詳細図 (衛生設備)

既存図面

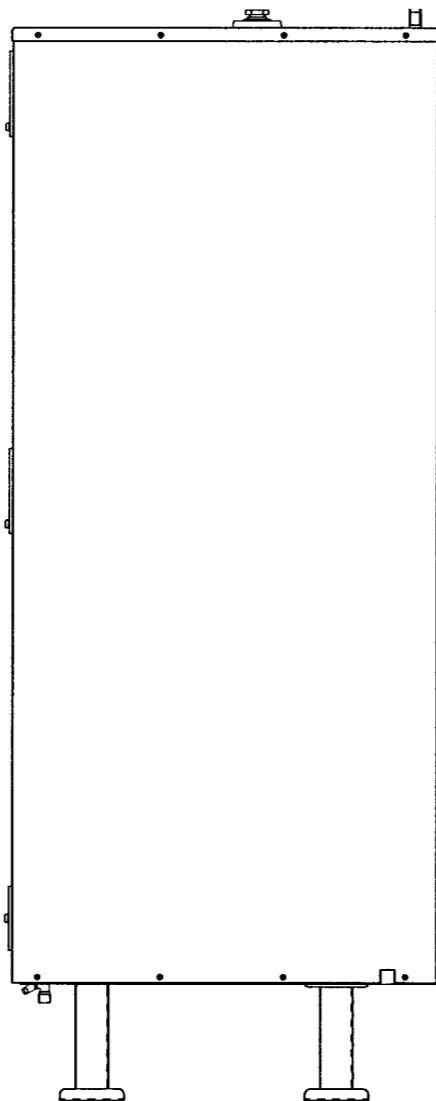
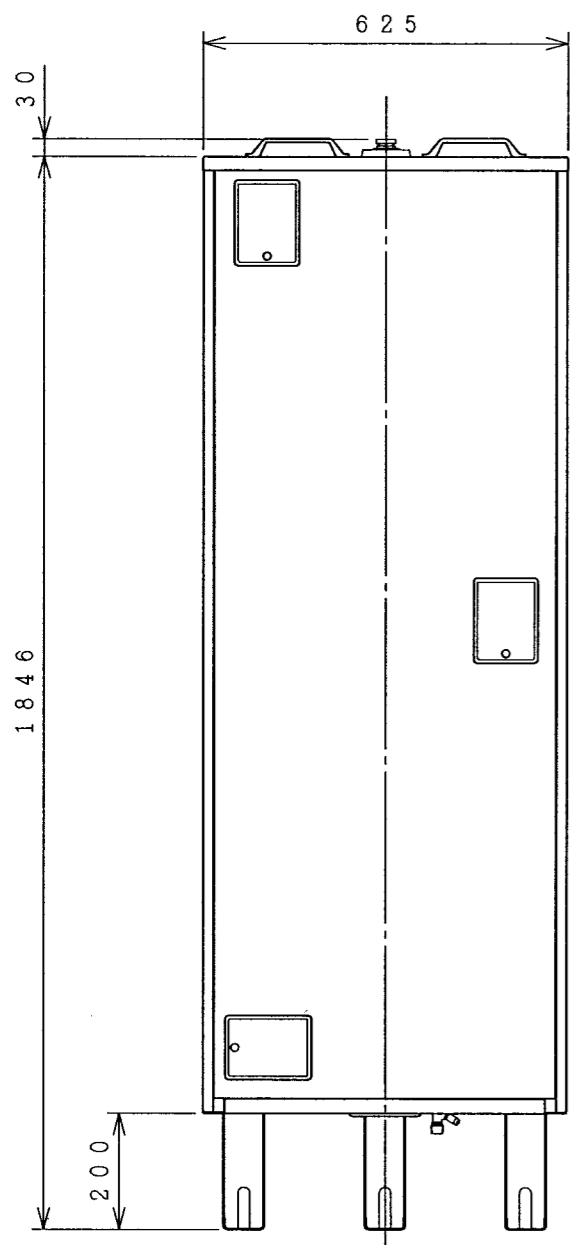
8S-21042

上部固定用金具



正面

アンカーボルト・配管取出位置
(上から見た図)
<底板部>



屋外・屋内設置型

仕様表<日立電気温水器:通電制御 セミオートタイプ BE-A37BWU型>
<日立電気温水器:通電制御 セミオートタイプ BE-A37BWUBL型>

項目	仕様	
適用電力制度	8時間通電制御/時間帯別電灯型	
外形寸法 (mm)	高さ1846×幅625×奥行730	
タンク容量	370L	
電源	時間帯別電灯	単相200V 50/60Hz (ヒーター・制御用)
	深夜電力	単相200V 50/60Hz (ヒーター用)
	昼間電力	単相200V 50/60Hz (制御用)
消費電力	ヒーター用	4.4kW
	制御用	約10W
沸き上がり温度	高:約90℃/低:約70℃/自動:約70~90℃	
タンク材質	高耐食性ステンレス鋼	
最高使用圧力	0.17MPa	
電気部品	ヒーター	シーズヒーター
	自動温度調節器	サーミスタ式 (マイコン制御)
	温度過昇防止器	バイメタル式 (手動復帰式)
	漏電遮断器	電流動作型、感度電流30mA
ふろ温度設定	水温、35℃~48℃ (1℃刻み)	
ふろ湯量設定	100L~540L (20L刻み・23段階)	
給湯温度設定	水温・35~48℃ (1℃刻み)・60℃・Hi (約80℃)	
浴槽設置範囲	上限	4m (本体床面からの浴槽あふれ縁高さ)
	下限	-4m (本体床面からのアダプタ高さ)
最大ふろ配管長	15m10曲り (配管径15A, 架橋ポリ管呼び径13)	
	6m 5曲り (配管径13A, 配管径φ12.7銅管)	
接続配管	給水管	20A (R3/4)
	給湯管	20A (R3/4)
	排水管	15A (R1/2)
	ふろ注湯管	15A (R1/2)
質量	68kg (満水時 約438kg)	
付属品	台所リモコン, ふろリモコン	
ドレンパン	不付	

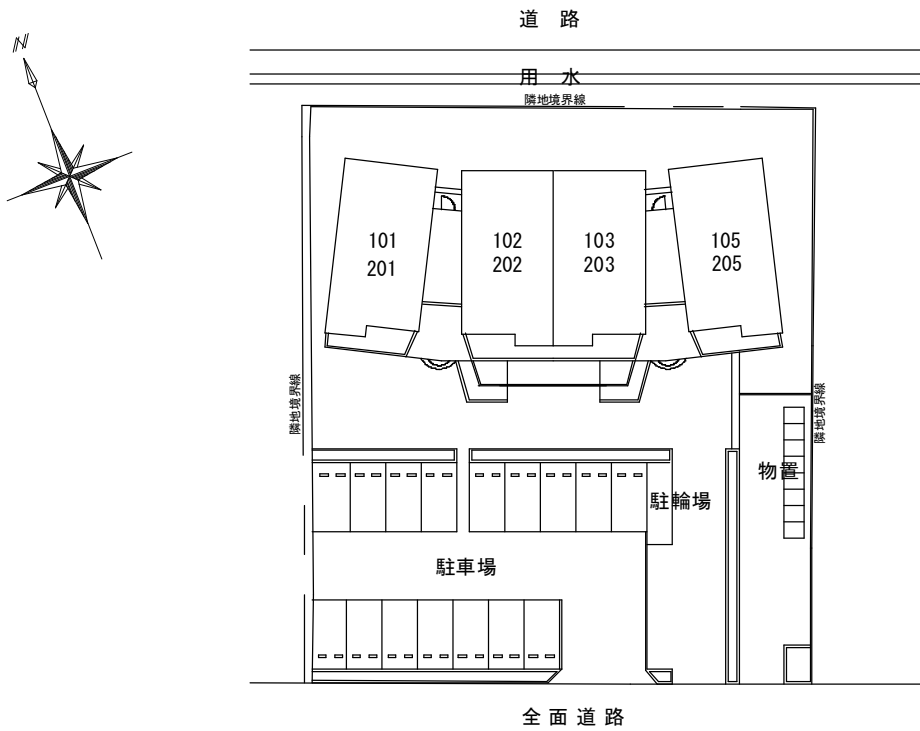
(注) 本製品は、ドレンパン不付であり中高層集合住宅等へは据え付けられません。

参考資料 既存温水器

1	2005-03-16	カザマ	マツダ	コウトウ
	前カバーの図象変更			
記号	年月日	訂正者	審査者	承認者
	来歴			

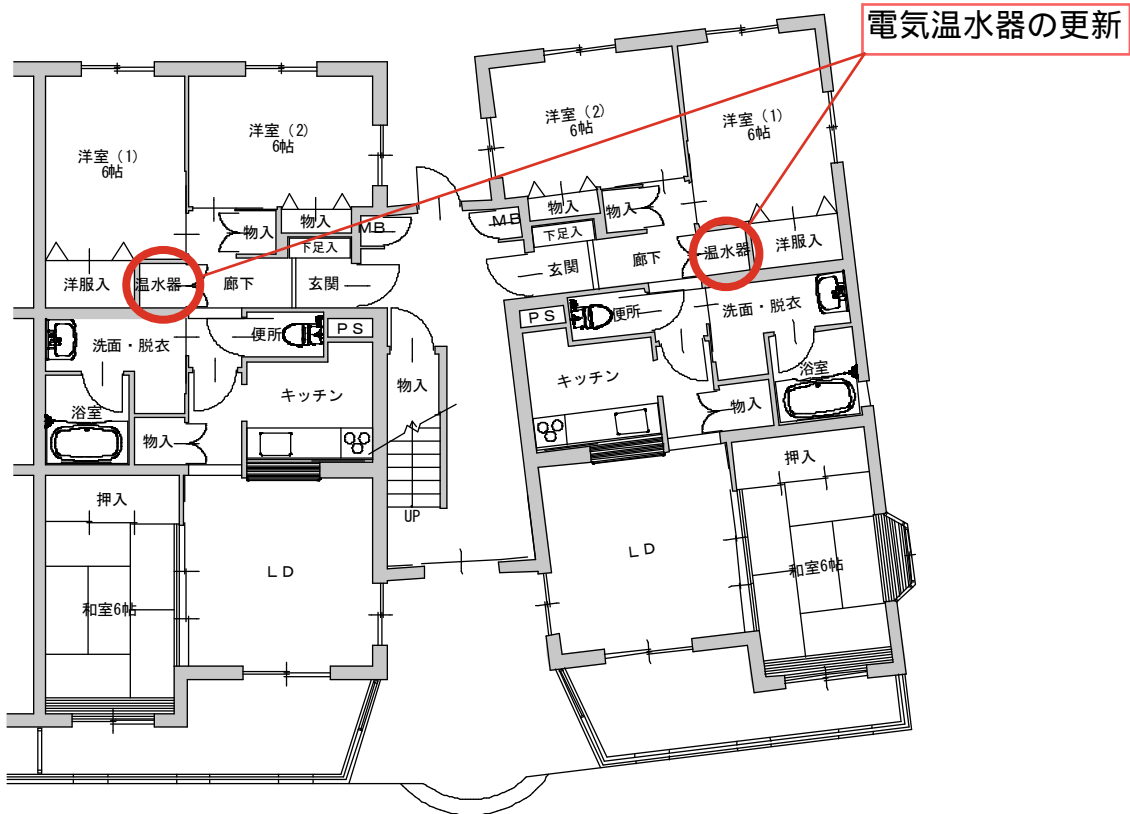
備考	サービス記号B	品名	BE-A37BWU BE-A37BWUBL 外形図	投影法	第一角法	尺度	N.T.S	
製図	木村	2004-11-29	日立アプライアンス 株式会社	清水図番	8S-21042	校番	訂正	入庫 2004 11-29 REGD.
審査	木村	2004-11-29						
承認	コウレリ	2004-11-29						

6. 配置図



平成15年度建設 耐火構造二階建

7. 平面図



平成15年度建設 耐火構造二階建

8. 現況写真

写真①



団地南西側

写真②



住棟南東面

写真③



住棟北西面

写真④



住棟北東面